

令和4年度 第2回 四街道市障害者自立支援協議会 議事録

開催日時 令和5年2月14日（火曜日）午前10時00分から11時20分
開催場所 四街道市保健センター 3階大会議室
出席委員 鶴岡会長 清水副会長 浅野委員 穴澤委員 鮎川委員 鶴之沢委員
大川委員 金室委員 金子委員 木内委員 佐野委員 中村委員 中山委員
橋本委員 畑山委員 藤本委員
事務局 福祉サービス部長 福祉サービス部副参事 障害者支援課長
他事務局職員11名
傍聴人 2名

———会議次第———

1. 開会
2. 議題
 - (1) 日中サービス支援型共同生活援助の評価について
 - (2) 障害者のための防災・支援マニュアル（案）について
 - (3) 医療的ケア児等支援協議会等の設置について
3. その他
4. 閉会

———会議概要———

1. 開会
2. 議題
 - (1) 日中サービス支援型共同生活援助の評価について

事務局 : 資料 No.1 に基づき説明

会長 : ただ今の説明に対し、質問や意見はあるか。

鮎川委員 : 評価採点の満点は何点か。前回よりも全体的に平均点が下がっている。理由はなぜか。せっかくアセスメントしたのに、施設側が取り入れていないということか。

事務局 : 5点満点となる。前回の評価は、開設から半年経過する前に実施したものであった。それに比して今回は1年経過後の評価となり、よりの確な評価となっている。施設側は人員体制が不安定であり、職員の入れ替わりが多かったことや、実施したい事業が実施出来なかったことによる改善課題が結果に表れているものである。評価聞き取りの際に、本部職員からは、これらの課題への早急な改善の意思表示があった。次回評価時には、改善されていることを期待したい。

一同 : (意見なし)

会長 : 日中サービス支援型共同生活援助の評価結果については、資料 No.1 の生活部会での評価結果(案)のとおりとしてよろしいか。賛成の方は挙手をお願いする。

一同 : (全員挙手)

会長 : 日中サービス支援型共同生活援助の評価結果については、本会においてもこの案を承認する。

(2) 障害者のための防災・支援マニュアル(案)について

事務局 : 資料 No.2 に基づき説明

会長 : ただ今の説明に対し、質問や意見はあるか。

金子委員 : 防災のマニュアルについては、以前より望んでいた。作成いただき感謝する。マニュアルは、当事者、支援者いずれに対応したものなのか。障害の種類や区分も様々であり、重複障害者も多いが、そうした方への支援についてはどうなるのか。例えば、視覚障害者が避難所ではトイレに行きたいがいけない、助けてほしい事などがある。団体との話し合いなど含めて、本マニュアルから、さらに個々に応じた工夫内容が取り入れられ、支援の強化についても検討される等さらに良いものになることを期待したい。

事務局 : 自助については、障害者自身で災害の発生に備えた心構えについて記載している。共助については、自治会や近所等にむけて、障害の特性に応じて心掛けいただきたい内容について記載している。これが完成ではなくスタートである。内容については、適宜必要性に応じて生活部会で話し合い、より良いものになりたいと考える。

金子委員 : 作成にあたっては苦労が多いと思う。各団体とも話し合って連携を取れないものか。

事務局 : 作成にあたっては、団体からも意見を伺ったところであるが、今後ご意見等は部会で検討を行う必要も出てくると考えている。

金子委員 : 承知した。

橋本委員 : 細部まで考えていただき、わかりやすいものを作っていただいた。本マニュアルのような詳細なマニュアルの他に、いざというときに認識しやすいような、冷蔵庫に貼っておけるようなイメージのものが良いかもしれない。1枚で、絵の入ったぱつと見て、わかりやすいもの。例えば、我が家の災害マニュアルを作るようなイメージで、避難場所等をそれぞれが書き込めるものがあると、個別にカスタマイズされたものになるのではないだろうか。

事務局 : 障害の特性に合わせたものや、簡素化したマニュアルの検討も今後は必要になるだろうと思う。内容も含めて部会で検討していくことになる。しかし、まずは、本マニュアルで備えられる部分について対応いただけるようにと考えている。

橋本委員：承知した。

鮎川委員：自助の中で、支援者情報の記載欄があるが、共助の分類になるのではないか。災害時にあなたの支援者は誰ですよとなるが、自治会では、誰々さんの支援を引き受けられますかと聞かれて、受けられますとなれば書けるがそうでないと書けない。個人情報の問題もあり、障害のある方が希望しなければ書けない。災害時には、自治会や民生委員や周りの人が考えて繋いでいかないと書けないと思うがどう考えるか。

事務局：共助は支援する側の方にむけて作成している。支援者情報の記載欄には、日頃からの備えとして、もしもの時に支援いただける方の情報を記載出来るように作成しているものである。

鮎川委員：書けない人にも、書けないままでなく支援するメッセージが仕組みとして伝わるように出来ないかと書けないのではないか。

鵜之沢委員：自助の範囲について説明していただいたほうがよいのではないか。自助は個人を指すものではないと思う。家族や親戚がいる人もいる。家族も自助に入るだろう。自助、共助の定義についても一度明確に伝えていただいたほうが良いのではないか。

会長：各委員からのご意見から、自助がどのような事であるのかということを明確にしたほうがよろしいか。併せて支援者情報の記載欄が自助に含まれている意義について改めて事務局にお聞きできるか。

事務局：災害が発生した時に、その方がどのような状況にあるのか、当事者がご自身は今現在どのような状態であるのかを知らせていただくのが自助になるだろう。例えば、地震は起きたが家は大丈夫ですといったことを伝えていただくことや、家が潰れてしまって出られないといった状態であれば、そこから自治会等からの支援が必要となる。まずは、どなたに連絡するのかという情報をこの記載欄に書いていただきたいと考えている。市では、モデル事業を実施して、避難行動要支援者の個別支援計画作成を行っている。その中で、実際に誰が避難所に案内するのか等個別に作成している。共助の方はそういった取り組み状況である。

橋本委員：記載欄に自治会、民生委員と具体的にあるので記入に困るのかもしれない。日頃から連絡先を控えておきましょうと上段に記載があるので、家族や親戚、近所の方と同列で同じように記載しておくのはどうか。

金子委員：私は災害時動くことも出来ない。家にいることになるだろう。いつになったら発見してもらえるのか、そういう観点で考えていただきたい。

鮎川委員：希望者に災害時要支援者計画を市で作る。その中で支援者が誰であると整理されたものの作成を以前取り組んでいたと思うが異なるのか。

事務局：以前は自治会が主体となって作成していたが、なかなか進まなかった経緯があ

る。令和3年に災害対策基本法が改正され、市が作る仕組みに変わったことから、モデル事業として取り組んでいる。その中で出てきた課題等をこれから考え、市全体で進めたい。しかし、人手や様々な方のご協力も必要となることであるため、調整しながら進めていくことになる。

橋本委員：今後に向けての考えになると思うが、障害者の方は相談支援専門員がついている方もいる。国の仕組みで避難についても、相談支援専門員が計画作成の中で一緒に考えるようになっていけばよいが、市でも一緒に考えていけると良いと思う。

会長：支援者の情報記載欄が自助に含まれた意義について、ご本人が前もって支援者が誰であるのかを予め記載し、ご自身の状態を発信するために使用いただくものとあった。また、支援者について自治会、民生委員は、家族や親戚と同様に記載しても良いのではないかとご意見があった。事務局で詳細を整えていただきたいと思うがいかがか。

穴澤委員：自身の経験から、民生委員と会う機会があまりない。実際に災害時はお願いしたいと頭を下げて頼んだこともある。お守り代わりに民生委員と自治会は別枠に書いても差支えはないのではないか。

木内委員：自治会の方の名前を書くときに、地区によっては高齢者ばかりで、頼めないこともある。たまたま受けられる方がいて頼むと、その方がひとりで5人も10人も受けていることもある。現実的な仕組みではないと思った。市がこの人を守ってあげましょうという人を、決めてくれたほうが私たちも守られやすい。名前も書きやすい。民生委員は一所懸命やっているが、高齢者も何名も抱えていて現実的ではないように思う。大丈夫なのかと思う。元気のいい知的障害者は助けられるよりも助けに行ったほうがいいのかもしいかなと思う。

橋本委員：誤解の無いよう訂正する。民生委員や自治会を書いてはいけないということではなく、その方にとって必要な支援者を記載すればよいと考えている。

会長：各委員よりいろいろなご意見をいただいた、事務局で市民が書きやすいよう表現を工夫して頂きたいがいかがか。

金室委員：これはマニュアルなので、橋本委員からあったように個々にカスタマイズされるのはこの先であるので、マニュアルはこの内容で良いと思う。ここでカスタマイズすることを目的とせず、自助、共助を知っていただいて、人によっては手段がデジタルもアナログの場合もあって、例えばスマホを使える方はもっと簡素化して使えるようにするのも良いだろう。一枚で見られるものもいいという人もいるだろう。支援者の連絡先についても、控えておきましょうということなので、マニュアルとしてはこれで良いと考える。

会長：金室委員からもあったように、マニュアルであり、出発点としてここから個別にカスタマイズすればよいというご意見もあった。他にご意見は無いか。無い

ようであれば、事務局の案のとおりとし、今後防災部会等での話し合いも含めて、事務局で整えていただければ良いのではないかと考えられるがいかがか。

一同 : (意見なし)

会長 : 他にご意見が無いようであれば、障害者のための防災・支援マニュアル(案)については、承認し、周知を進めることとされたいということでいかがか。ご賛成の方は挙手をお願いします。

一同 : (全員挙手)

金子委員 : 重複障害について、記載がなかったがなんとか文言を形にしてもらえないか。

会長 : 金子委員のご意見についても、事務局に考慮いただきたい。よろしいか。

事務局 : 記載のないものについてはより良いものにするために、適宜修正を加える。ご意見は重要である。引き続き伺っていきたい。

会長 : 今後の改定には、重複障害等についても考慮いただくということでよろしいか。それでは、改めて皆様にご賛同いただきましたので、他にご意見が無いようであれば、障害者のための防災・支援マニュアル(案)につきまして、本会においても承認とする。

事務局 : 名称については、仮称を取ったものを使用してよろしいか。

会長 : 皆様よろしいか。

一同 : (意見なし)

会長 : よろしいということで、本会においても承認する。

(3) 医療的ケア児等支援協議会等の設置について

事務局 : 資料 No.3-1、3-2、参考資料 1-1、1-2、2-1、2-2 に基づき説明

会長 : ただ今の説明に対し、質問や意見はあるか。

藤本委員 : 医療的ケア児の支援協議会について、4月と10月に会議をされるということだが、今後支援の方法について公開はあるか。協議内容を知る方法はあるか。

事務局 : 協議内容については、市ホームページで公開する。

会長 : 他に質問や、ご意見はあるか。

会長 : 障害者差別解消法における協議会の実施予定について、生活部会の活用ということであったので、障害者差別協議会という名称は出てこないという認識でよいか。他で、協議会という名称は出されるのか。

事務局 : 協議会という名称としては出さない。

会長 : 承知した。協議会の名称として使用する場合は、障害者差別解消協議会とするほうがよいのではないかと考えての意見であった。

穴澤委員 : 確認だが、障害者差別協議会は国の示す構成員があると思うが、それをなくして、生活部会で開催することは差支えないという理解でよいか。

事務局 : 方法については、生活部会を活用するか、新たに協議会を設置するかについて、

千葉県の管轄部署に相談したところ、障害者差別解消にむけて話し合いを行っていただければ、協議会を設置したとみなすとあったことから、生活部会の活用を考えている。差別解消の話し合いについては、内容の性質から、より早く議題にあげて話し合いをしたいと考えるが、協議会設置となると、設置要綱や構成員の選出等の手続きに時間を要してしまうため、生活部会の活用を考えている。

穴澤委員：承知した。

会長　　：他に質問や、ご意見はあるか。

一同　　：（意見なし）

3. その他

一同　　：（意見なし）